入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」及び社会情勢、その他建材・設備等の供給・調達等の状況に応じて、契約締結後、受発注者の協議の上、一時中止措置を行う場合がある。

令和２年12月４日

阪神高速道路株式会社契約責任者
建設事業本部長　今木　博久

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和２年阪神高速公告第33号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　六甲アイランド東工区鋼桁及び鋼製橋脚その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神戸市東灘区向洋町東１丁目～神戸市東灘区向洋町西１丁目付近

⑷　工事内容　本工事は一般国道２号（大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄））において、阪神高速５号湾岸線の端末部より国土交通省（道路）の施工区間に至る区間を接続する道路規格第２種第１級、道路幅員約13.5m～14.9m、延長約660mの鋼桁及び鋼製橋脚等を築造する工事である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から約72カ月（本工事は、余裕期間制度の適用対象外である）

⑹　工事概算数量

鋼橋上部工（約5,400ｔ）
鋼８径間連続合成細幅箱桁工　２連
鋼製橋脚工（約5,500ｔ）
鋼製橋脚工　７基
鋼製橋脚工（鋼コンクリート複合橋脚（梁部））　１基
鋼コンクリート合成床版工　１式
橋梁付属物工　１式
仮設工（共通）　１式
共通仮設費　１式
詳細設計費　１式

⑺　入札・契約方式　本工事は、以下に示す入札・契約方式を適用する。（詳細は入札説明書参照）

【落札方式】総合評価落札方式（簡易型・工場製作タイプ）

【契約額方式】契約制限価格方式

【その他】

・建設リサイクル法対象
・入札時工事費内訳書提出対象
・契約後ＶＥ方式（詳細設計完了後）
・Hi-TeLus適用対象
・三者会議対象
・週休２日制（受注者希望方式）
・見積書審査方式（詳細設計費）

⑻　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という）の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴　本工事を対象に定める技術的要件

①　一般競争参加資格の認定　開札時に阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　施工能力点　阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,150点以上の単体又は代表者の施工能力点を1,150点以上、構成員の施工能力点を1,050点以上とする２者、３者、４者若しくは５者の特定建設工事共同企業体であること。

③　地域要件　地域要件は設定しない。

④　施工実績　平成17年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成17年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績を有すること。なお、令和元年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止措置等を行ったことにより完成していない工事についても、評価の対象とする。

Ⅰ．単体の場合　下記に示す①②両方の施工実績を有すること。

「同種工事」

①　鋼橋上部工（鋼連続箱桁橋）（道路橋：歩道橋を除く）の製作及び架設工事

②　鋼製橋脚工（道路橋：歩道橋を除く）の製作及び架設工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰ.に同じ。

イ）構成員は下記に示す①②いずれかの施工実績を有すること。

「同種工事」

①　鋼橋上部工（道路橋：歩道橋を除く）の製作又は架設工事

②　鋼製橋脚工（道路橋：歩道橋を除く）の製作又は架設工事

⑤　配置予定技術者　次に掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者と同一でなくてもよい。（現場着手時期は、令和５年１月頃を予定している）

１）下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）

２）平成17年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記④の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・下記に示す①②いずれかの工事経験を有すること。

①　鋼橋上部工（道路橋：歩道橋を除く）の架設工事

②　鋼製橋脚工（道路橋：歩道橋を除く）の架設工事

３）監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

５）申請時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着手時までに、上記１）～４）に示す要件を満たす技術者を配置すること。この場合、配置予定技術者の申請に代えて別に定める誓約書を提出すること。

⑵　技術提案書及び品質確保体制確認書　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という）が適切であること。また、技術提案書等は自己の責任において作成を行うこと。なお、技術提案書等が他の競争参加者のものと酷似していると認められる場合は、当該項目について最低評価とする。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。